

受付印

熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

平成 年 月 日

柏崎市長 様

住所 〒

申告者氏名 (納税義務者) (名称)

印

電話番号 ()

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、市税条例附則第9条の2第7項の規定に基づき、次のとおり申告します。

家屋の所在	柏崎市		家屋番号
種類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅		持家の種類
構造	木造 ・ 非木造 (造) 階建		一戸建 ・ マンション
延床面積	m ²	併用住宅にあってはそのうちの住宅部分床面積	m ²
建築年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日		平成20年1月1日現在存在する住宅が必須要件
登記年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日		
熱損失防止改修工事完了年月日	平成 年 月 日		平成20年4月1日以降完了の工事が必須要件
熱損失防止改修工事の内容	窓 ・ 天井 ・ 壁 ・ 床	工事を実施した箇所に記入	窓の断熱性を高める改修工事については必須要件
熱損失防止改修工事に要した費用	円		費用30万円以上の改修工事が必須要件
改修工事完了後3か月以内に申告書を提出することができなかった理由			
世帯区分等状況確認	<p>本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について税務課が各業務担当課へ照会することに、</p> <p>同意します ・ 同意しません</p> <p>いずれかに を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。</p>		

添付書類 (地方税法施行規則附則第7条第8項第2号の規定に基づく書類)

熱損失防止改修工事証明書(建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書)

この制度の概要については次のとおりです。

1 概要

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に一定の熱損失防止改修工事(以下「省エネ改修工事」といいます。)を行った場合、申告したものに限り、改修工事が行われた年の翌年度の固定資産税を3分の1減額します。

2 対象区域

柏崎市全域

3 対象となる住宅の要件

平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅です。ただし、賃貸住宅は除きます。

4 省エネ改修工事の要件

- (1) 改修工事に要した費用の額が1戸当たり30万円以上であること。
(改修工事以外の工事に要した費用が含まれている場合はその費用を除いた金額)
- (2) 窓の断熱性を高める改修工事を行うこと。
- (3) 窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事についても対象となります。
 - ア 天井等の断熱性を高める改修工事
 - イ 壁の断熱性を高める改修工事
 - ウ 床等の断熱性を高める改修工事

5 減額の対象

- (1) 省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税について、改修工事が行われた年の翌年度の税額を3分の1減額します。(1戸当たりの床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分までが減額の対象となります。また都市計画税は対象外となります。)
- (2) 併用住宅の場合は、居住部分のみが減額の対象となります。

6 提出書類

この申告書と熱損失防止改修工事証明書を添付したうえで提出してください。

7 提出先

柏崎市役所財務部税務課家屋係
電話:21-2256(直通)